

農業委員会制度についての意見

壬生町農業委員会委員（司法書士）

高橋 宏 治

（農業委員会概要）

栃木県下都賀郡壬生町では、稲作のほか、栃木県の特産物「苺」の生産が盛んです。昔は、かんぴょうの一大産地でしたが、かんぴょう自体の需要が減少したため町内でのかんぴょうの生産も極端に減少しています。

農業委員は、10名、推進委員は、15名です。事務局の体制は、女性の事務局長が1名、担当職員が男性1名、女性1名です。農業委員に女性がおらず、その点は、事務局も問題であると考えているようです。推進委員にも女性は1名です。

（農業委員の選任の経緯）

農業委員、推進委員とも事実上各地域からの推薦で決まっているようです。中立委員の私は、農業委員会から一本釣りで連絡が入りました。当職の事務所のHPをみて農業関係の仕事をしていると記載があったので連絡をしたそうです。地元であることと法律職であることが選定の理由となったようです。

農業委員は、町内を3つに分けた地域担当を持っており、推進委員は、同じく3つの地域に分かれたうえで、15名それぞれの地元をベースとした担当地区を持っています。

（農業委員会の活動）

集積、集約については、なかなか活動ができていません。研修会であるとか総会では、積極的に関与するように促されますが、各委員とも積極的な行動には出ていません。

個人的にこれまで継続的な農業支援を行っていた経験がありますが、栃木県では、集積、集約については、県の出先機関である県内7カ所の振興事務所が積極的に行っているような印象を受けています。

年1回の農地パトロールを行っています。就任前に感じていたよりも皆さん、真剣にパトロールをして勧告を出すかどうか検討しており、皆さん、地元の農地をしっかりと守りたいという気持ちを持って活動をなさっているようです。

新規参入については、事務局としては行っているのですが、委員として促進するような要請は受けておりません。農外からの農業進出についても来れば受け入れるというような状況です。

（個人的な提案）

現状の体制では、なかなか法人化や農地の集約を促進することは難しいと感じています。まず、一番の課題は、農業委員と推進委員の役割が事実上明確になっていないということで

す。本来は、地域の状況は推進委員が把握するはずですが、農業委員にも法改正以前と同様のレベルで地域を把握するような要請があります。法改正が行われ効率的な農業委員会の運用がなされるはずなのですが、単純に人数が増え、無駄な手続きが増えているのではないかと感じています。また、農業委員の任命権者と推進委員の任命権者が違うことや、その報酬に差があること、農業委員にのみ議決権があることなどにより、推進委員の立場が軽く見られる傾向があると思ひ、それも問題だと感じています。

中立委員については、その選任方法や具体的にどのような役割を果たすかガイドラインがないため、各農業委員でかなりバラバラな運用となっているのではないのでしょうか。また中立委員は、利害関係がない者であるため、農業についての知識も少ないため会議での発言を躊躇してしまう傾向があると思ひます。

実現可能性は低いかも知れませんが、次のように考えます。

1. 農業委員会を市町村の枠組みを越えて広域にする。例えば栃木県でいえば、県振興事務所の数である7つぐらいにする。(現在、栃木県は、25委員会があります。)
2. 推進委員については、地元をしっかりと持ち、地元での農地集約、農地保全などに集中して貢献する活動をする。
3. 広域になるので全体としては、農業委員の人数を減少させる。
4. 農業委員は、地区担当をなくししがらみのない立場で許認可などの討議を行う。
5. 中立委員の立場や役割を明確にし、また、司法書士、弁護士、行政書士など法令に詳しい者を一定程度確保する。
6. 中立委員については、専用のマニュアル作成や専門の研修を行う。その研修には、農業についての基礎知識を習得する研修を必ず行う。
7. 広域農業委員会ではなく、現状の農業委員会を維持するのであれば、中立委員は、当該市町村の者ではなく隣接市町村の者を選出するなど、より中立性の高い者を選任するようにする。